

別表第3（第6条関係）

日常生活用具給付事業費用負担基準額表

本人の属する世帯の階層区分		費用負担基準月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0
C	市町村民税課税世帯	所得割額 24,000円未満
D		所得割額 24,000円以上55,000円未満
E		所得割額 55,000円以上380,000円未満
F		所得割額 380,000円以上1,000,000円未満
G		所得割額 1,000,000円以上
		1,120
		2,350
		4,670
		37,200
		全額

備考

- 「世帯」とは、障害者と生計を一にする消費経済上の1単位をいい、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同一世帯とする。ただし、当該世帯に障害者の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。
- 「被保護世帯」とは、同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている世帯をいう。
- 「市町村民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課税されていない者である世帯をいう。
- 「所得割額」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。）第26条の2で定める金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 1から4までにより算出した額が、用具の給付に要した費用の額を超えるときは、当該費用をもって自己負担額とする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額の欄に定める額の範囲内とする。
- 10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額を自己負担額とする。
- 毎年度の本表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。